

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 2 4 回 本 部 会 議

日時：令和2年10月28日（水）

場所：本庁3階テレビ会議等

1 開 会

2 議 事

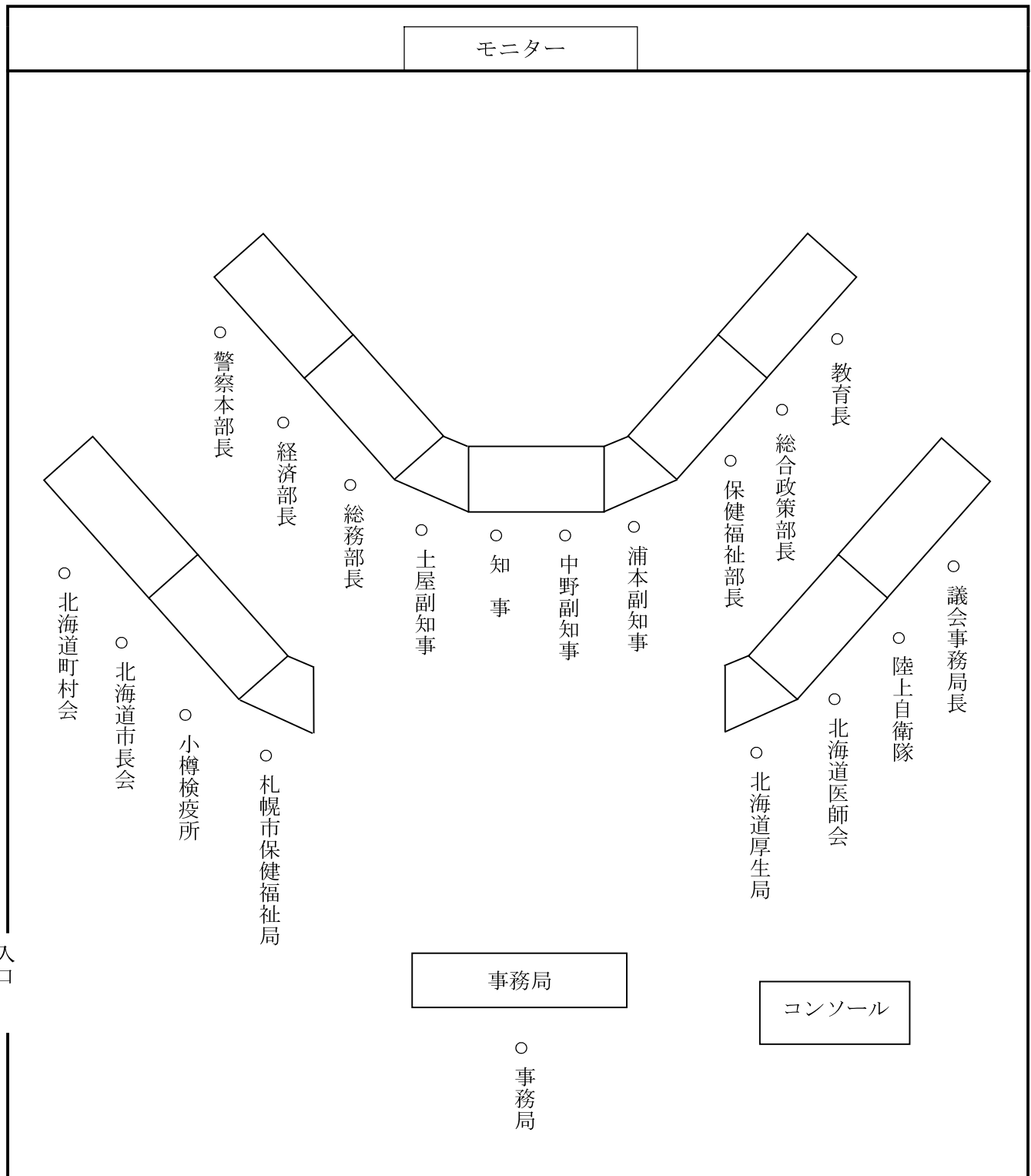
「警戒ステージ2」への移行等について（協議事項）

3 閉 会

資料1	「警戒ステージ2」への移行について（案）
資料2	「警戒ステージ2」における感染拡大防止に向けた施策について（案）
資料3	警戒ステージ2への移行及び対策（道案）に対する主な意見
資料4	「集中警戒期間」における感染拡大防止に向けた取組について
参考資料	新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室
令和2年(2020年)10月28日(水)〕



第24回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年10月28日(水)

場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	平 野 正 明
	職 員 監 理 官	松 浦 英 則
総合政策部	危 機 管 理 監 長	野 村 聡 史
	部 長	倉 本 博 史
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監 長	佐 々 木 徹 雄
環境生活部	交 通 政 策 局 次 長	中 島 竜 志
	部 長	築 地 原 康 志
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監 長	阪 正 寛
保健福祉部(総合調整員)	ア イ ヌ 政 策 監 長	長 橋 聡 徹
	部 長	三 瓶 徹 一
経済部	少 子 高 齢 化 対 策 監 長	京 谷 栄 庸 邦
	部 長	山 岡 隆 寛
	観 光 振 興 監 長	大 内 隆 次
農政部	食 関 連 産 業 室 長	新 津 健 次
水産林務部	食 の 安 全 推 進 監 長	新 宮 田 大
建設部	次 長	辻 井 宏 文
	部 長	小 林 敏 克
出納局	建 築 企 画 監 理 者	長 浜 光 弘
企業局	会 計 管 理 者	三 井 真 誠
道立病院局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐 々 木 誠 也
議会事務局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
北海道教育委員会	局 長	近 藤 晃 司
北海道警察本部	教 育 長	小 玉 俊 宏
	本 部 長	小 島 裕 史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高 野 瑞 洋
石狩振興局	局 長	佐 藤 則 子
後志総合振興局	局 長	北 谷 啓 幸
胆振総合振興局	局 長	花 岡 祐 志
日高振興局	局 長	北 村 英 則
渡島総合振興局	局 長	鳴 海 拓 史
檜山振興局	局 長	永 山 秀 明
上川総合振興局	局 長	中 島 俊 明
留萌振興局	副 局 長	沖 野 洋
宗谷総合振興局	副 局 長	岩 田 伸 正
オホーツク総合振興局	局 長	橋 本 智 史
十勝総合振興局	局 長	水 戸 部 裕
釧路総合振興局	局 長	山 口 修 司
根室振興局	局 長	遠 藤 俊 充
東京事務所	所 長	森 隆 司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	健 康 福 祉 部 長	里 平 倫 行
陸上自衛隊北部方面総監部	防 衛 部 長	貴 島 康 二
小樽検疫所	次 長	伊 高 浩 和
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 対 策 部 長	山 口 亮
旭川市保健所	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 担 当	伊 藤 豊
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長 代 行	柴 田 秀 和
北海道市長会	次 長	那 須 秀 昭
北海道町村会	事 務 局 長	山 内 康 弘

「警戒ステージ2」への移行について（案）

【令和2年10月28日】

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
10/27	151床	2床	増加	増加	291人/週	増加	42%
10/26	150床	3床	増加	増加	295人/週	増加	42%
ステージ2 基準	150床	15床	増加	増加	107人/週	増加	50%

10月28日をもって、「ステージ2」へ移行

【判断の根拠】
別添のとおり

【ステージ2の基本認識】

ステージ2は、感染が徐々に広がり始める状況であり、社会経済活動への影響を最小限に抑えながら、この段階で感染防止対策を徹底し、感染拡大を早期に抑え込み、社会経済活動との両立を進めるための重要なステージ

【施策の考え方】

全道域で危機感や感染防止意識を高めつつ、道民等に対して特措法に基づく協力要請を行うとともに、普及啓発等の感染拡大防止対策の更なる強化を実施

判断の根拠について

本道においては、警戒ステージのステージ2の指標のうち、病床、療養者数、PCR検査陽性率、新規感染者数について前週から増加傾向であるなど、5つの指標で基準を超えた。

シルバークワイーク以降、連日2桁の新規感染者が発生し、10月22日からは4月、5月の感染ピークを上回る感染者の発生が連続し、10月24日には過去最多となる60名の感染者が確認されるとともに、入院患者数は9月27日の77人から一ヶ月で倍増し、10月26日にはステージ2の基準である150人に達したところ。

年代別割合では、30代以下が約7割を占め、若い世代を中心に感染が拡大するとともに、40代以上の実数も拡大していることから世代を問わず、感染の広がりが見られる。

地域の感染状況は、石狩振興局管内の感染者数が約7割と多数を占めているものの、空知、胆振、日高、釧路振興局管内で集団感染が発生するとともに、全道各地でリンクなしの新規感染が確認されており、全道域での感染の広がりが見られる。

感染者の行動履歴では、旅行など道外との往来、会食や会合などへの参加、職場内や家庭内での接触など、幅広い場面での「マスクをしていない」、「人と人との距離が近い」といった感染リスクが高くなる行動事例が見られ、また、接待を伴う飲食店等、学校、職場、福祉施設など、多様な場での集団感染が確認されている。

10月27日には、ステージ2への移行の7つの指標のうち、5つの指標で基準を超えたところであり、新規感染者数の増加が続き、世代間や地域での感染の広がりが見られる中、入院患者数も増えていること等を総合的に勘案し、ステージ2への移行が必要であると判断する。

最近の感染状況について

1. 警戒ステージに掲げる指標について

【医療提供体制等の負荷(指標①)】

10月27日時点の入院患者数は151名、うち重症者は2名であり、病床は「ステージ2」の指標(150床)を超え、増加傾向にある。
療養者数は、入院患者151名と宿泊療養者180名の計331名であり、前の一週間と比べて増加傾向にある。

【監視体制(指標②)】

直近1週間(10月21日～10月27日)の検査数は6,223件、陽性率は4.7%となり、検査数、陽性率ともに増加傾向にある。

【感染状況(指標③)】

直近1週間の新規感染者数は291名であり、ステージ2の指標(107名)を大きく超えて、前の一週間の感染者と比べて増加傾向にある。リンクなしの感染者数割合の直近1週間平均は41.9%であり、「ステージ2」の指標(50%)を超えていないが増加傾向にある。

最近の感染状況について

2. その他の数値、データについて

【感染者の年代別割合】

30代以下が約7割を占め、若い世代を中心に感染が拡大するとともに、40代以上の実数も拡大していることから、世代を問わず、感染の広がりが見られる。

【療養者の状況（入院と宿泊療養）】

入院は151名、宿泊療養は180名で療養者総数は331名となっている。重症者は2名となっており、これを除く、無症状、軽症、中等症の患者は329名となっている。

【感染者の行動履歴】

感染者の主な行動履歴を見ると、旅行など道外との往来、会食や会合などへの参加、職場内や家庭内での接触といった幅広い事例が見られる。

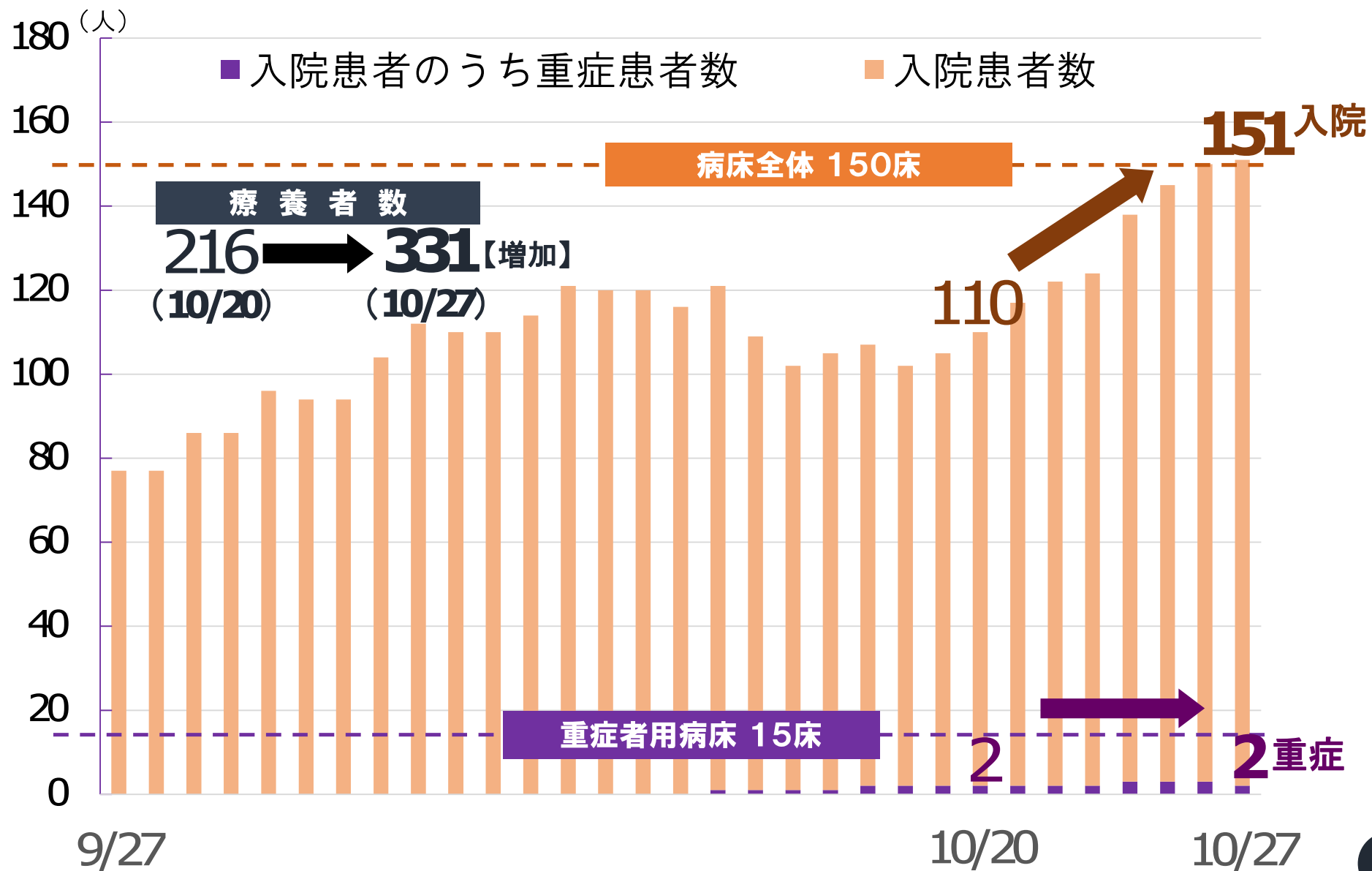
【集団感染の発生事例】

接待を伴う飲食店等、学校、職場、福祉施設において集団感染が確認されている。

【地域別の感染状況】

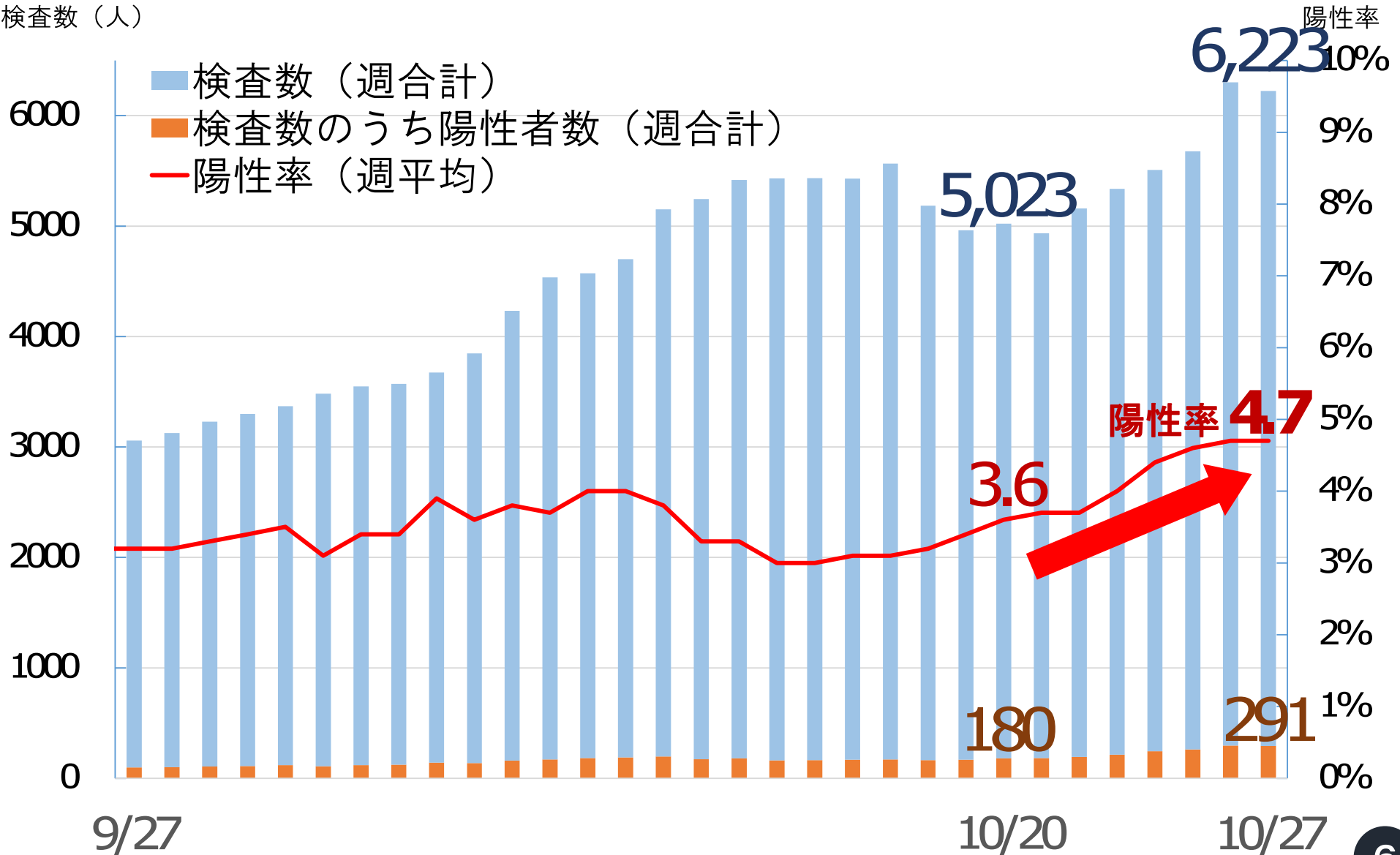
地域の感染状況は、都市部を含む石狩振興局管内の感染者数が6割以上と多数を占めているものの、一ヶ月前と比較して、札幌市保健所管内以外での感染者の割合が高くなっている。最近では空知、胆振、日高、釧路振興局管内で集団感染が発生するとともに、全道各地でリンクなしの新規感染が確認されており、全道域での感染の広がりが見られる。

医療提供体制等の負荷(指標①)



監視体制(指標②)

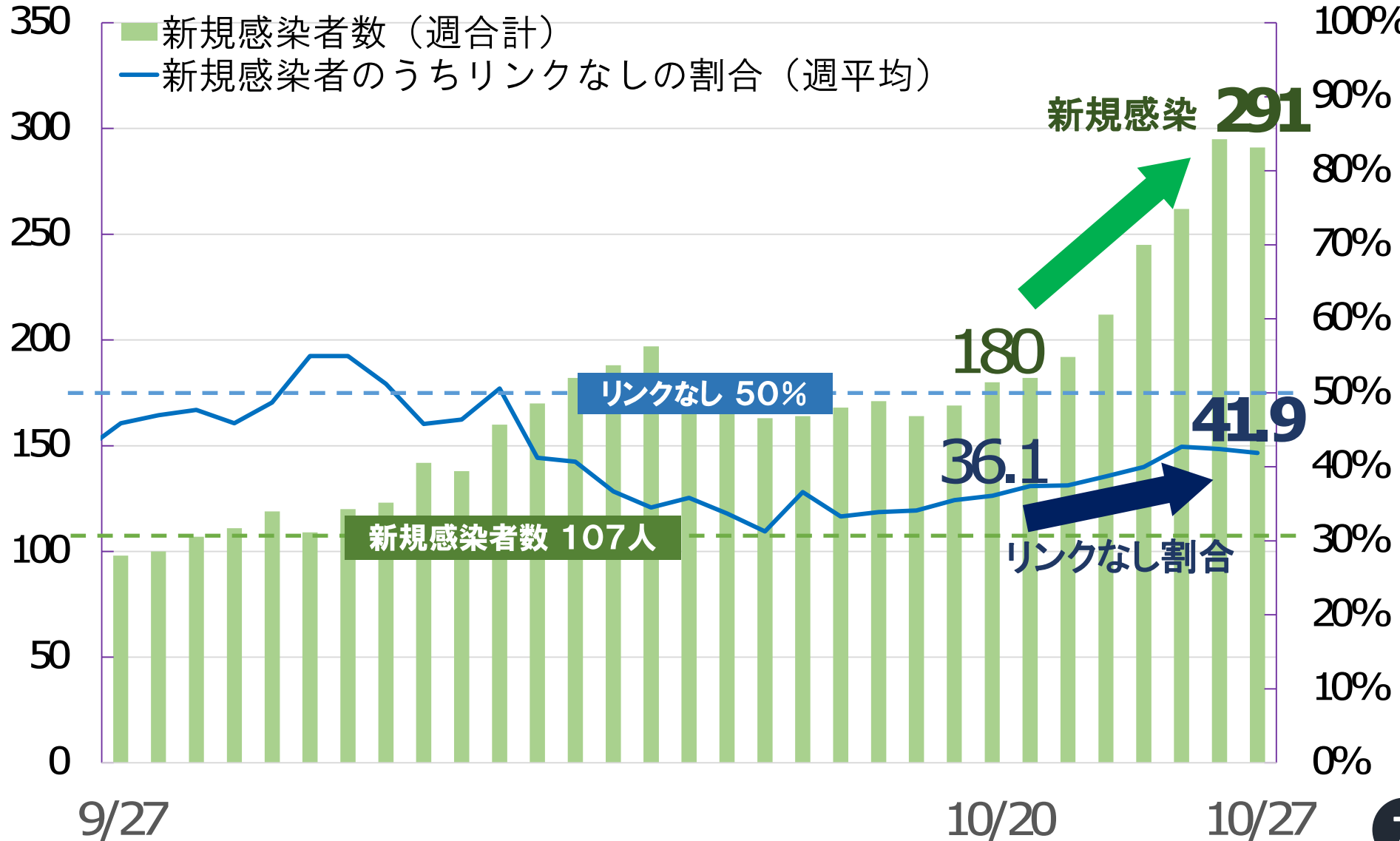
検査数 (人)



感染状況(指標③)

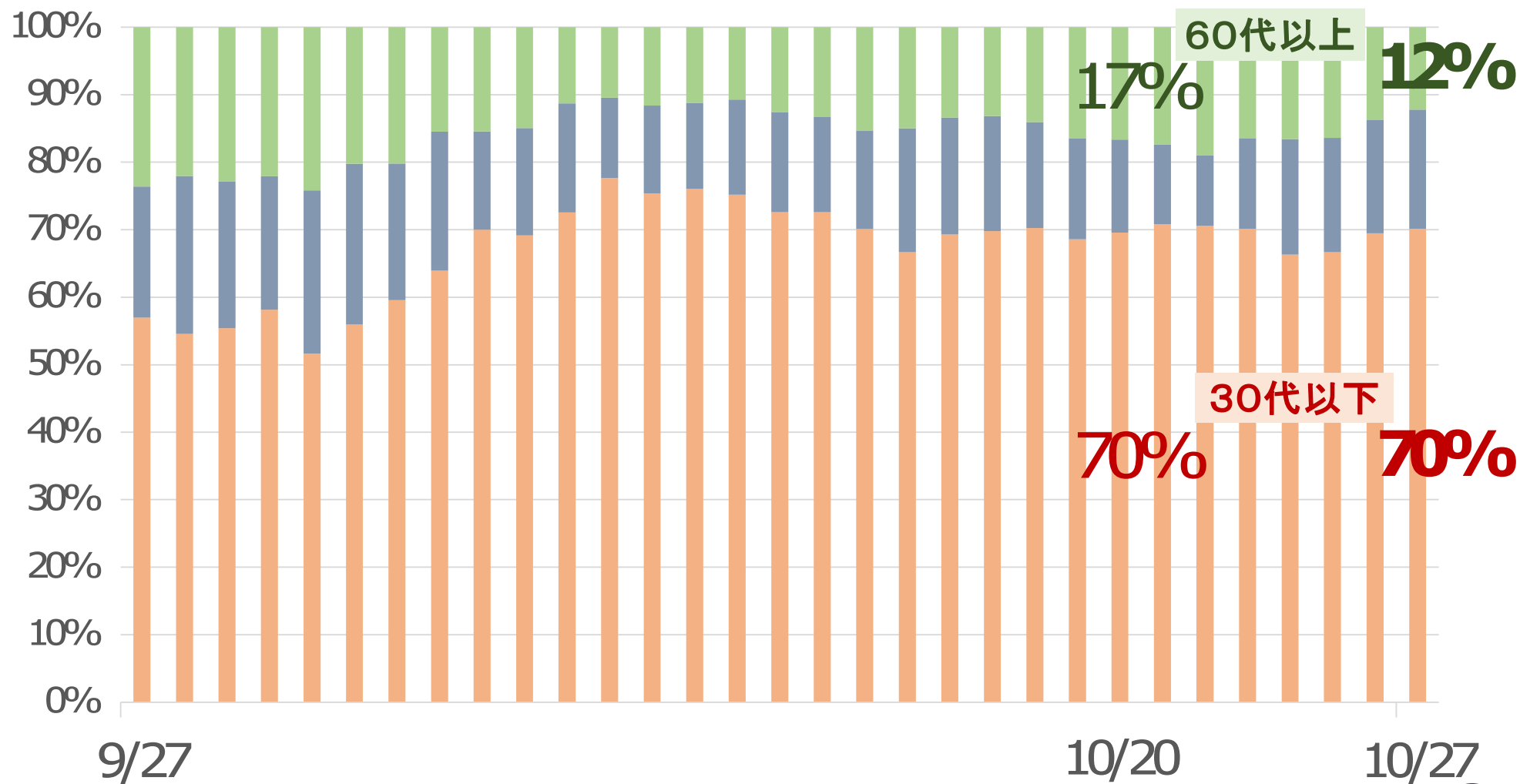
新規感染数(人)

リンクなしの割合



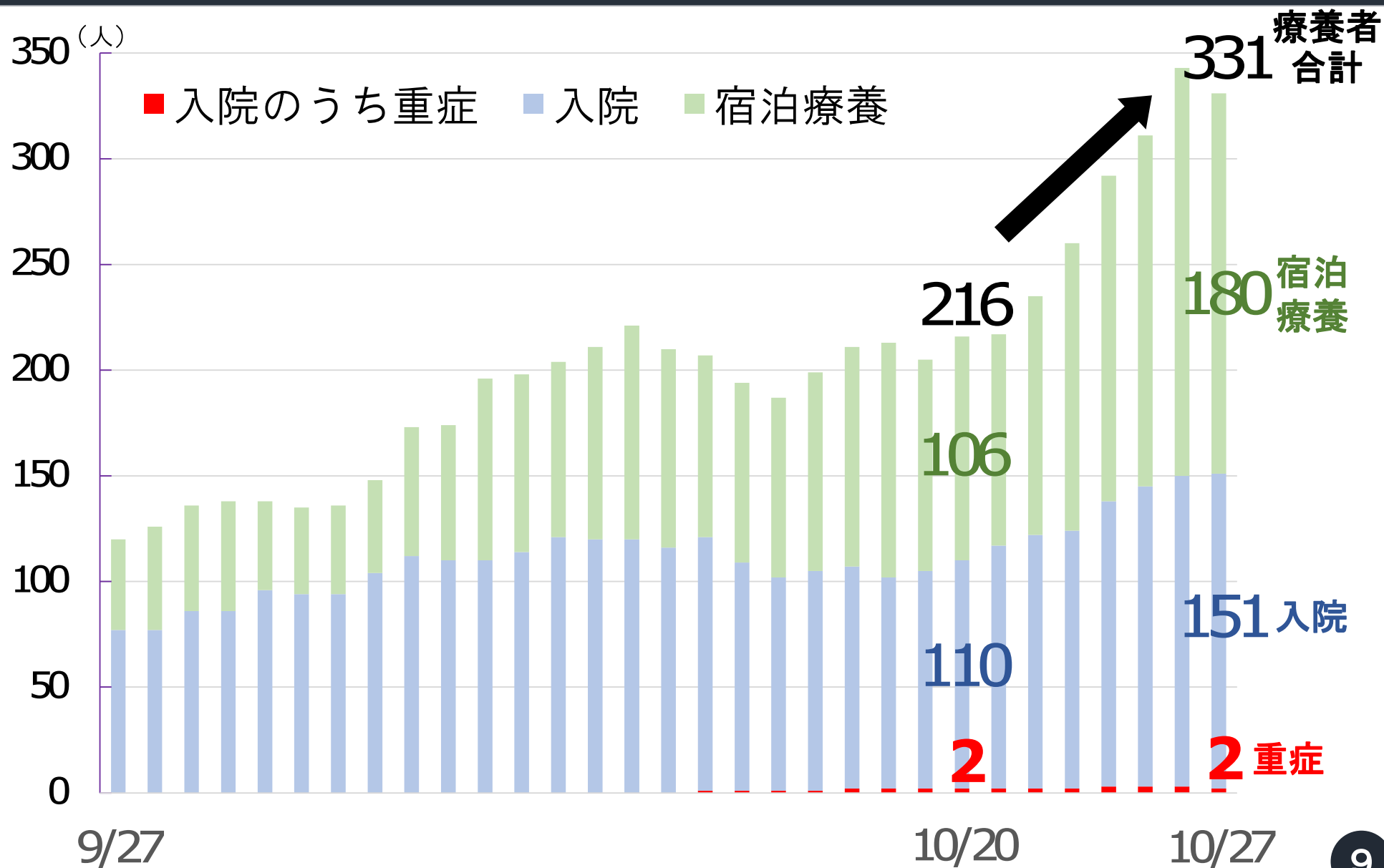
新規感染者の年代別割合

30代以下 40代・50代 60代以上



(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)

療養者の状況(入院と宿泊療養)



地域別の新規感染者数(札幌市／札幌市以外)

1か月前

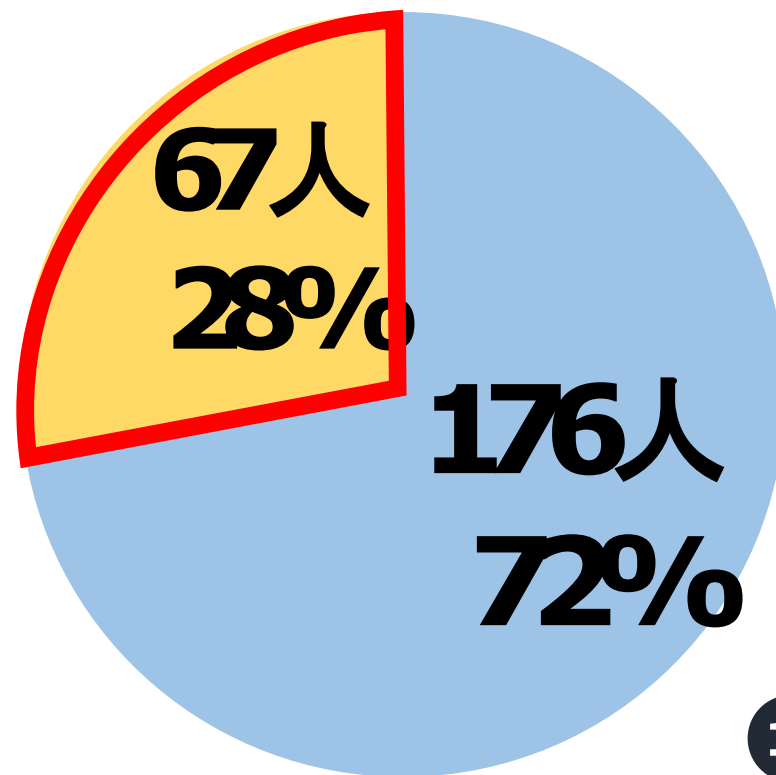
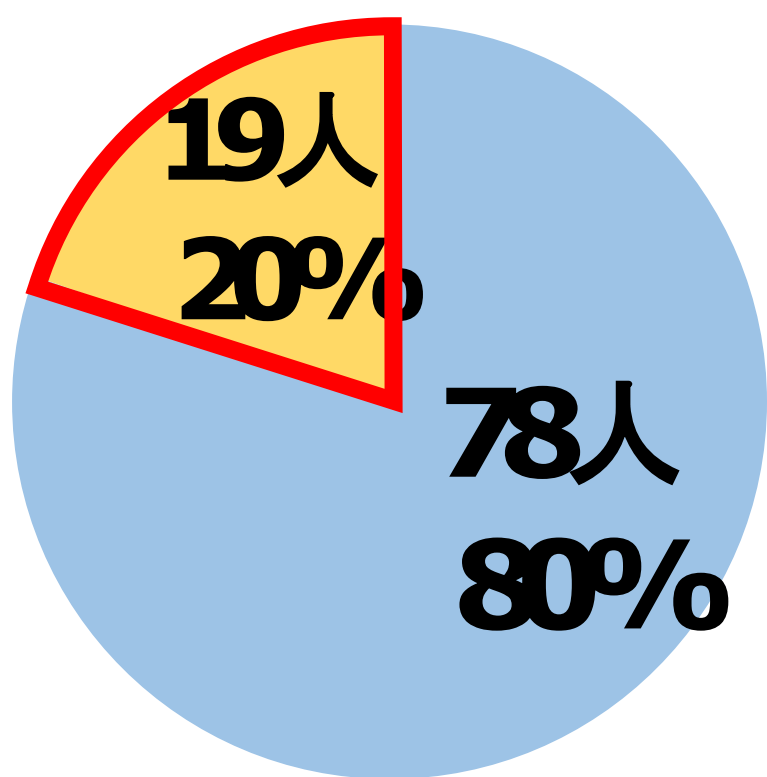
(9月23日～9月29日)

直近1週間

(10月21日～10月27日)

【感染者のうち居住地公表分(道外居住者を除く)】

■ 札幌市 ■ 札幌市以外



地域別の新規感染者数(振興局別)

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	ツク オホー	十勝	釧路	根室	その他	合計
9月23日～9月29日	1	86	2	5	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	10	107
9月30日～10月6日	1	106	6	5	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	14	138
10月7日～10月13日	7	123	16	11	4	1	0	9	0	0	0	0	1	0	9	181
10月14日～10月20日	13	90	10	3	23	0	0	1	0	0	0	0	20	1	19	180
10月21日～10月27日	1	194	8	4	2	2	0	4	0	1	2	4	21	0	48	291

感染者の主な行動履歴

- 道外との往来
- 飲酒を伴う会食・会合
- 職場内
- 家庭内

一か月間で見られた道内の集団感染事例

- 接待を伴う飲食店等 16件(162人)
- 学校 2件(35人)
- 事業所等 5件(32人)
- 福祉施設 5件(41人)

「警戒ステージ2」における
感染拡大防止に向けた施策について
(案)

【令和2年10月28日】

集中対策期間

～感染拡大を抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期 間

令和2年10月28日(水)から令和2年11月10日(火)まで2週間

内 容

特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施

特措法第24条第9項に基づく協力要請の実施

- 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- 飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の実践
特に札幌市内での徹底
- マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践
- テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用

感染拡大防止対策の更なる強化

- 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備
 - ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
 - ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
 - ・ 感染拡大地域における積極的なPCR検査等の実施
 - ・ 集団感染が発生した際の振興局ごとの即応体制の更なる整備や、「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- 普及啓発等の強化
 - ・ 「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
 - ・ 札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
 - ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
 - ・ 新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

特措法に基づく協力要請の内容の補足

(参考)

- 体調が悪い場合の例
 - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合など
- 感染リスクを回避する行動の例
 - 次のような場面において、「マスクを着用する」、「人との距離を取る」
「大声を控える」などにより、感染リスクを回避
 - 1. 飲酒を伴う場面、2. 仕事後や休憩時間、3. 集団生活、
 - 4. 激しい呼吸を伴う運動、5. 屋外での活動の前後、
 - 6. 多くの人が集まるイベント等
 - 高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合には、「マスクを着用する」
「距離を取る」などにより感染リスクの回避

警戒ステージ2への移行及び対策（道案）に対する主な意見

1 専門家等の意見

- ・警戒ステージの移行に賛成。感染状況は地域ごとに異なっているため、ステージ2の施策は全道一律で良いが、ステージ3以降の施策は地域性を勘案すべき。
- ・ステージ2への移行に異論はない。今後の動向を注視し、警戒ステージ3への移行も検討が必要。
- ・ステージ2への移行は妥当。経済への影響を最小限に抑えることを前提に取り組むべき。
- ・ステージ2への移行は妥当。感染防止に対する緊張感が薄まってきたと感じており、ステージの引き上げによって意識を高めていくことは必要。特に若者への意識啓発を徹底するべき。
- ・ステージ2への移行には異論なし。札幌対策の強化が重要であるため、札幌市と連携して取組を進めるべき。
- ・地方都市においても札幌との交流が多く見られる中、感染リスクを回避する意識が薄らいでおり、改めて注意喚起を行うことは良いと考える。

2 市町村・関係団体の意見

- ・札幌市に関係する感染者が多いことから、ステージ2に移行し、対策を強化すべき。
- ・警戒ステージの移行はやむを得ないと考えますが、ステージが移行しても、「北海道スタイル」を実践していくことで、北海道が観光地として安全な場所であることを伝えていくことが重要。
- ・ステージ2への移行はやむを得ないものと判断する。今後、インフルエンザとの同時流行も見据えて、札幌市との連携を一層強化し、感染拡大防止対策、検査体制・医療提供体制を充実していくことが必要。また、警戒ステージの引き上げを含め、感染症対策を進めるに当たっては、経済との両立を大前提に対応すべき。
- ・全道一律ではなく、特定の地域や業態を対象としたステージの引き上げの検討が必要。
- ・ステージ移行の指標基準が達していない項目もあり、移行により影響が出る業種もあると考えられることから、慎重な総合判断により対応するべき。
- ・生徒や児童は風邪症状があっても登校してしまうケースがよく見られるため、生徒や児童にもわかりやすいメッセージを加えるとよい。

総務第 号
令和 2 年(2020年)10月 日各部（局）長
各（総合）振興局長
企業局長
道立病院局道立病院部長
議会事務局 様
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長

総 務 部 長

「警戒ステージ 2」における感染拡大防止に向けた取組について

道では、新規感染者数の増加が続いていることなどから、令和 2 年10月28日付けで新型コロナウイルス感染症の警戒ステージがステージ 2 に移行し、「集中対策期間」が設けられました。警戒ステージ 2 とは、感染拡大を早期に抑え込み、社会経済活動との両立を進めるための重要なステージとしています。

職員に対しては、既に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について（令和 2 年(2020年) 6 月 1 日付け総務第751号総務部長通知）」により、感染リスクの低減に向けた取組の徹底を通知しているところです。

この度、「集中対策期間」を定めたことから、当該期間中、集中的に在宅勤務や分散出勤など次の感染拡大防止に向けた取組を道職員自ら率先して進めるよう、改めて所属職員に周知願います。

記

1 感染拡大防止に向けた取組【「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について（令和 2 年(2020年) 6 月 1 日付け総務第751号総務部長通知）」（抜粋）】

(1) 在宅勤務について

- ・ 職員の自宅等で使用しているパソコンを使用する勤務
- ・ リモートアクセス端末を使用する勤務
- ・ 職場で通常使用しているパソコンを使用する勤務、資料等を使用した勤務

(2) 分散出勤について

- ・ 勤務時間の臨時の割振り変更
- ・ 時差出勤

(3) 職員の健康管理について

- ・ 手洗い・咳エチケットを徹底。マスクの着用を励行すること。
- ・ 職員間のソーシャルディスタンスの確保やビニールの仕切りの設置による感染防止の徹底など接触機会を減らすこと。
- ・ 発熱など風邪の症状がみられたときは、自宅で療養して体調管理に努め、外出を控えるなど症状に応じた適切な対応を行うこと。

2 「警戒ステージ 2」における感染拡大防止に向けた施策についてを遵守すること。（別紙参照）

総務課 総務係
人事局 人事課 職員活躍担当
人事局 人事課 服務制度係
人事局 職員厚生課 健康管理係

新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2.10.28）

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

■検査及び患者の状況（10/27現在）

検査件数	77,707	現在患者	331
陽性累計	2,881	うち現在入院患者	151
陰性確認済累計	2,441	うち宿泊療養施設入所者	180
死亡累計	109		

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

10月26日0時までに確認されている感染者は97,074例

入院治療等を要する者5,601名、死亡者は1,718名

2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における感染拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなど

- ヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用）。
- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
 - (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
 - (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
 - (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
 - (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
 - (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
 - (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで）
 - (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。
 - (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
 - (47) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）
 - (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を87の国と地域に拡大（4月29日から適用））。
 - (49) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）
 - (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
 - (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
 - (52) 5月4日、専門家会議見解（「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など）
 - (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。

- (54) 5月14日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県が解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。
- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月18日、現行の水際対策を維持し、追加的な防疫措置を条件とし、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (64) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の利用開始。
- (66) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (67) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (68) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (69) 7月22日、観光に関する消費を喚起するため、「Go Toトラベル事業」開始。
- (70) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (71) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催。
大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。
- (72) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (73) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (74) 8月21日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回）開催。
- (75) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。

- (76) 8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）開催。
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定。
- (77) 9月4日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）開催。
- (78) 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月19日以降一部緩和することを決定。
- (79) 9月25日、新型コロナウイルス感染対策本部（第43回）、分科会（第10回）開催。
- (80) 10月1日、感染予防対策に取り組む飲食店及び、食材を供給する農林漁業者を支援する、「G o T o E a t キャンペーン事業」を本格開始。
- (81) 10月1日、防疫措置を確約できる受け入れ企業等がいることを条件に、原則すべての国・地域における留学、家族滞在等その他の在留資格も対象とし、新規入国を許可。
- (82) 10月15日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）開催。
- (83) 10月19日、各地域で商店街が、率先して地元の良さの発信や地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じ、商店街の活性化につなげるため、「G o T o 商店街事業」を開始。
- (84) 10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）開催。

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
- (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
- (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
1月23日、観光関係団体等
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
- (ウ) 保健所等による相談対応
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況
1月23日 庁議
1月24日 緊急保健所長会議
1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催
1月28日 // 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催
9月14日	〃	第23回本部会議開催
10月28日	〃	第24回本部会議開催

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

(7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)

また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。

- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、

既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。

- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (34) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (35) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (36) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (37) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (38) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (39) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (40) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (41) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (42) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (43) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (44) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (45) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (46) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (47) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
- (48) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (49) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。

- (50) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (51) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (52) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (53) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (54) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
- (55) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (56) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (57) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (58) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (59) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (60) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
- (61) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
- (62) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（6月16日～7月6日）。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (64) 6月19日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施（6月19日～7月5日）。
- (65) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
- (66) 7月1日、「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）」開始
- (67) 7月5日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～7月22日）。
- (68) 7月6日、胆振総合振興局管内における「呼びかけ」を解除（6月16日～7月6日）。
- (69) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
- (70) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (71) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (72) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。
- (73) 7月22日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月11日）。
- (74) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
- (75) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (76) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。

- (77) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
- (78) 8月7日、上川総合振興局管内における「呼びかけ」の実施（8月7日～8月27日）。
- (79) 8月11日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月31日）。
- (80) 8月20日、後志総合振興局管内における「呼びかけ」の実施。
- (81) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。
- (82) 8月27日、イベント等の開催制限について、9月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (83) 8月28日、十勝総合振興局管内における「注意喚起」の実施（8月28日～9月10日）。
- (84) 9月1日、石狩振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (85) 9月1日、日高振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (86) 9月2日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第4回）開催。
- (87) 9月7日、「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ」を決定。
- (88) 9月14日、イベントの開催制限について、9月19日から11月末まで、イベントの類型に応じて利用人数の上限値と、その収容率を緩和することを決定。
- (89) 9月16日、「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」開設。
- (90) 10月1日、感染状況や観光客等の増加が見込まれることを受け、すすきの地区の飲食店・遊興施設等に注意喚起文書を道・札幌市の連携により配布。
- (91) 10月16日、「新型コロナウイルス人権相談窓口」開設。
- (92) 10月20日、「どうみん割ぷらす離島特例（りとうぷらす）」開始。
- (93) 10月26日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第5回）開催。